

防犯灯設置事業補助金について

概要

街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、市民の交通の安全を図ることを目的として、防犯灯を設置する団体に対し、防犯灯設置に係る経費を支援します。

対象となる防犯灯

- (1) 一般の交通の用に供する通路を照らし、犯罪の防止のために利用されるもの。
※個人宅の門燈、駐車場照明等は対象外。
- (2) 防犯灯の設置又は維持管理、また、その費用を町内会、自治会等が自ら負担するもの。
※市が行う蛍光管、点灯管及び自動点滅器の交換は除く。
- (3) 設置する防犯灯が20ワット蛍光灯又は20ワットLED灯に相当するLED灯。

補助金の内容

新設

- ・LED灯を新設する場合
→1灯につき18,000円以内の額

取替

- ・蛍光灯からLED灯へ交換する場合
→1灯につき18,000円以内の額

修理

- ・蛍光灯またはLED灯を修理する場合
- ・蛍光灯の蛍光管のみをLED管に交換する場合
→要した費用の3分の2（千円未満切捨て、上限6,000円）

移設

- ・蛍光灯またはLED灯を移設する場合
→要した費用の3分の2（千円未満切捨て、上限6,000円）

提出書類（申請の流れは裏面をご覧ください。）

- ・申請書、位置図
- ・事業計画書
- ・防犯灯工事収支予算書
- ・見積書（写しで可） ※器具の型番を記載してもらってください。

防犯灯設置事業補助金の申請の流れ

- ① 業者に見積りを依頼する。（業者の指定はありません。）
- ② 防犯灯設置事業補助金交付申請書に①の見積書と位置図を添付して、市役所の担当課に提出する。
- ③ 市役所から補助金交付決定の通知書と補助金請求書の用紙が送られてくる。
- ④ 業者に工事を依頼し、領収書と写真（施工前・電柱番号・施工後・型番がわかる箱等）をもらう。 ※写真については別紙写真の撮り方（例）を参考にしてください。
- ⑤ ③の補助金請求書に④の領収書と写真を添付して、市役所に提出する。
- ⑥ ⑤の補助金請求書を市役所が受け付けた日から30日以内に補助金が振り込まれる。

